

定例研究会要旨

日時：平成 25 (2013) 年 12 月 4 日 18:00~20:00

会場：東京外国語大学 語学研究所

題目：「日本語の使役文の意味―「つかいだて」と「みちびき」―

発表者：早津恵美子（東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授 / 言語学, 日本語学）

使役文の文法的な意味については様々な研究がなされているが、広くみとめられているものとして、「強制（母親はいやがる子どもに無理やり牛乳を飲ませた。）」と「許可（子供が留学したいというので1年間だけ留学させた。）」に分けるものがある。本発表では、これとは異なる観点から「つかいだて（他者利用）」と「みちびき（他者誘導）」という意味を提案した。それぞれの規定と例は次のようなものである。

《つかいだての使役》：人が、自らにとって望ましい状態を生じさせたいという目的（欲求・意図）をもち、しかしそのために必要な動作を自身が行うのではなく、それを実現させるにふさわしいとみなす他者を利用してそれを実現させる。

- ・上級生は自分のユニホームも後輩に洗わせる。
- ・彼はビールが一本もないのに気づき、子供に買ってこさせた。
- ・王様は街中にたくさんの教会を建てさせた。

《みちびきの使役》：人が、他者のある状態にみちびきたいという目的（欲求・意図）をもち、その状態をもたらすのにふさわしい動作をその他者に行なわせる。

- ・子供に栄養のあるものを食べさせる。
- ・体育の時間には、生徒たちに白い帽子をかぶらせる。
- ・学生に夏休みの宿題として本を読ませる。

この、つかいだての使役とみちびきの使役とは、それぞれを表わす使役文に次のような特徴がある。

(1) 原動詞（「V-(サ)セル」の元になる「V」）の語彙的な意味。

本発表では、人の意志動作を表わす動詞を、人がその動作を行うことによって何にどのような変化が生じるのかという観点から、大きく「対象変化志向の動詞」と「主体変化志向の動詞」に分けることをまず提案した。「対象変化志向の動詞」とは、その動作が行われることによって、動作の直接対象・間接対象に広義の変化が生じる動作を表わすもの（「切る、削る、洗う」「塗る、入れる、運ぶ」「作る、建てる」「(人)を部屋に) 通す、帰す」「行なう、始める」「ゆずる、支払う」「言う、伝える」等）であり、「主体変化志向の動詞」とは、その動作が行われることによって、動作主体自身に広義の変化が生じる動作を表わすもの（「うけとる、買う」「聞く、聞きとる」「見る、聞く」「習う、覚える」「着る、背負う」「食べる、飲む」「行く、来る」「たつ、すわる」

「独立する、入学する、結婚する」等である。そして、使役文の意味の二種との関係として、大きくは、対象変化志向の動詞はつかいだての使役になりやすく、主体変化志向の動詞はみちびきの使役になりやすいという傾向がみられることを指摘した。なお、もちろんすべての使役文がこの二種に分かれるというわけではなく、また、使役文の意味が常に原動詞の意味と直接むすびついているわけではないことも当然であり、それについても要因に触れた。

(2) 使役文の構造にみられる文法的な特徴。

使役文の基本構造を「Xガ Yニ/ヲ (Zヲ) V-(サ)セル」と表わすとすると、(a) つかいだての使役では「Y (動作主体)」が文中に明示されず不特定者であることが少なくないのに対して、みちびきの使役の「Y」はほぼ常に特定者であること、(b) 「X (使役主体)」と「Y」との関係が、つかいだての使役では「事態享受者 vs. 奉仕者」、みちびきの使役では「育成者 vs. 被育成者」といった関係であること、(c) 「Z (動作対象)」が、つかいだての使役では「X」の広義の所有物・「X」側の物であるのに対して、みちびきの使役では「Y」の広義の所有物・「Y」側の物であること、(d) 「Xガ Yニ/ヲ V₁-テ、～V₂-(サ)セル」という構文をとるときの「V₁」の構文・意味的な種類が、二つの使役で異なること、(e) 「Xガ Yニ/ヲ (Zヲ) V-(サ)セテ、……………」という複文をとるとき、主節で表現される事態 (使役動作の結果的な状態) の種類が二つの使役文で異なること、(f) 使役主体の動作の目的の文中での現れ方が両者で異なることを指摘した。

また、使役文と他の構造の文との関係を考察する際にも、「つかいだて：みちびき」という捉えかたが一定の有効性をもつことも簡単に述べた。すなわち、使役文と「V-テモラウ」文との類似が生じる現象（「弟に荷物を {運ばせる≒運んでもらう}」）や、使役文と原動文の類似が生じる現象（「探偵を雇って素性を {調べさせる≒調べる}」）は、つかいだての使役の場合に生じやすいこと、使役動詞と三項他動詞との類似が生じる現象（「生徒を家へ {帰らせる≒帰す}」）や、動作主体の動作が意志的でなく無意志的になる現象（「病人に薬を飲ませる」）はみちびきの使役の場合に生じやすいという傾向の指摘である。

そして最後に、従来の「強制：許可」と本発表の「つかいだて：みちびき」との関係について、両者はそれぞれ、使役事態の《原因局面／先行局面》と《結果局面／後続局面》に注目したものと位置づけ得ることを指摘し、両者が矛盾するものではなく両立しうるものであることを述べた。

従来の研究の流れとの関係についていえば、本発表の「つかいだて：みちびき」という捉えかたは、山田孝雄 (1908) 『日本文法論』における「使令作用：干渉作用」という捉えかたを受けつぎつつ、いくつかの点で発展させ得たものとする。